

第39回 ふじみ衛生組合地元協議会 議事録(要旨)

- 1 開催日時 平成27年2月19日(木)18時30分から20時50分まで
- 2 開催場所 クリーンプラザふじみ3階研修ホール
- 3 委員出欠 出席 22人(欠席者6人)
出席委員 嶋田一夫(会長)、小林義明(副会長)、石坂卓也、小松日出雄、杉本正隆、鈴木和夫、武谷宏二、田中一枝、藤川澄子、牧野隆男、増田雅則、安方二朗、山添登、山田知英美、山本益雄、吉野勇
井上稔(副会長)、齊藤忠慶、荻原正樹、澤田忍、清水富美夫、柏原公毅
- 4 出席者
事務局 土方 明、大堀和彦、
エコサービスふじみ株式会社 望月博
パシフィックコンサルタンツ株式会社 吉留雅俊
- 5 傍聴者 1人

【議事次第】

- 1 開会
- 2 報告事項
 - (1) 第38回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について
 - (2) ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会について
 - (3) 施設の運転結果について
 - ① ごみ搬入・灰等搬出(平成26年4月～平成26年12月)について
 - ② 平成26年度の環境測定結果(平成26年4月～平成26年12月)について
 - (4) 平成26年度 ごみ処理相互支援について
 - (5) 第2回ふじみまつりについて
- 3 協議事項
 - (1) 第3回ふじみまつりについて
 - (2) 平成27年度 地元協議会スケジュールについて
- 4 その他
 - (1) 第38回ふじみ衛生組合地元協議会の懸案事項について
 - (2) 次回日程
- 5 閉会

【配布資料】

- 【資料1】 第38回ふじみ衛生組合地元協議会議事録(要旨)
- 【資料2】 ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会報告
- 【資料3-1】 ごみ搬入・灰等搬出結果(平成26年4月～平成26年12月)
- 【資料3-2】 平成26年度の環境測定結果(平成26年4月～平成26年12月)
- 【資料4】 平成26年度 ごみ処理相互支援
- 【資料5】 第2回ふじみまつり報告
- 【資料6】 平成27年度 地元協議会スケジュール

第 3 9 回 ふじみ衛生組合地元協議会

－ 18 : 30 開会 －

事務局 : 開会挨拶及び配付資料確認

会 長 : それでは、会議を進めさせていただきます。ただ今、21名の出席をいただき会議が成立しておりますので、ご報告申し上げます。

それから、突然のことですが、ふじみまつり、あるいは委員の懇親会であります三調会でいろいろご活躍をいただきましたB委員が、健康上の理由で辞任をしたいという申し出がありました。そういう理由でありますので、辞任願を受理し、後任を選考するまでの間は空席ということで進めてまいりたいと思いますので、まず、冒頭そのことを申し上げご了解いただきたいと思います。よろしいですね。

それでは、第38回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨、ふじみ衛生組合安全衛生委員会専門委員会について、施設の運転結果について、平成26年度ごみ処理相互支援、第2回ふじみまつり、それぞれについて順次、説明をしてみたいと思います。次に、協議事項については、第3回ふじみまつり、及び平成27年度地元協議会スケジュールについて協議を進めてまいります。そのほか、前回の委員会で懸案事項になっております事項について最後に報告を申し上げたいと思います。

それでは、報告事項第1番目の「第38回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨」について、事前にお配りしておりますので確認されていると思いますが、訂正その他についてご意見がありますか。よろしいですか。

よろしいようですので、公開の手续をお願いしたいと思います。

報告事項2番目の「ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会について」、事務局から報告をお願いいたします。どうぞ。

事務局 : それでは、資料2をご覧いただきたいと思います。

まず、このマニュアルは2月5日の安全衛生専門委員会で修正を加えたものを2月13日(金)に安全衛生専門委員会の正副委員長から管理者へ報告されたものでございます。このマニュアルは、文書担当のチェックを受け、文言の整理をし、表現の修正も加えているものでございます。表現の修正箇所ですが、表題にもありましたとおり、「要望・意見・苦情等々」の部分を「要望等」にかえたものでございます。それから、「施設の異常時」の部分を「緊急時」に直したものでございます。新たに加えた部分は、事あるときの予算に関する部分を記述してほしいという要望がございましたので、それにつきましては、3ページをお開きいただきたいと思います。下段に「6 その他」と記してあります。当初は限定的にもとれる表現の記述がありましたので、専門委員会でも議論を重ねたところですが、その中で修正を加えて、現在、6とした文言に修正したものでございます。これにつきましては、専門委員会の各委員の方のご同意を得た内容となったものでございます。

次に、4ページの別紙1のフロー図です。これは初めてご覧になる方も多

いと思いますが、今までのものは相当細かく記述してある内容を、従前のものを別紙1の付表ということで末尾につけてあります。この表は、別紙1として簡略化したフロー図ということで変更したものに差し替えたものです。これにつきましても、矢印の方向や提言・報告と書いてありますが、当初これがありませんでしたので、そこを新たに議論の末、加えて修正したものでございます。

次に、5ページの別紙2です。今までは「受付票」という題名でしたが、その題名を「要望等受付票」に修正しております。それに伴いまして、中段の左側の職業の下にある部分ですが、そこを「内容」に変えております。それ以外の部分につきましては従前どおりで変更は加えておりません。

会 長 : それでは、何回か修正前の中身も提示してまいりましてご覧いただいていたと思いますが、最終案ということですので、そういう立場からご意見があればお伺いしたいと思います。何回か議論を重ねていますので、よろしいですか。

はい、それでは、これが最終案になりますので、きょうは報告事項として取り扱っていますが、協議事項に類する中身として確認をし、最終的に手続を経まして決定していきたいと思います。

ほかになれば、次の報告に入りたいと思います。

「施設の運転結果について」、事務局からご報告をお願いいたします。

D委員 : それでは、施設の運転結果について、資料3-1、資料3-2を使ってご説明させていただきます。

資料3-1をご覧ください。上の段がクリーンプラザふじみ、焼却施設のごみの搬入実績です。前回、10月の地元協議会において9月分まではご報告しておりますので、それ以降の動きについてご説明させていただきます。

10月、11月、12月の3か月ですが、三鷹市が2,200トン/月から2,600トン/月程度、調布市が2,500トン/月から3,100トン/月程度搬入しております。リサイクルセンターの残さにつきましては580トン/月から750トン/月程度搬入しております。特徴的な点を申し上げますと、12月はやはり皆さん大掃除の時期ですので、三鷹市、調布市とも、この3か月間においては一番増えております。

それともう一つの特徴点としましては、武蔵野市との相互支援に基づきまして10月に武蔵野市のごみが290トンほどクリーンプラザふじみに入っているという状況です。広域支援につきましては、後ほど説明させていただきます。

続きまして、下の段、搬出実績及び電気量です。搬出実績につきましては、まず、焼却量を見ていただくと一番わかると思います。紫の焼却量の棒グラフをご覧ください。10月、11月とかなりの量を焼却いたしましたが、12月は焼却量が非常に減っております。具体的には、837トンほどしか焼却しておりません。これは、前回、6月の全炉停止点検・補修から半年が経過しましたので、12月に全炉停止を行いまして、設備の点検、補修を集中的に行ったものでございます。また、12月は長期間焼却炉を止めておりますので、その分、1月、2月の実績が今後出てまいりますけれども、全炉稼働ということで、1月、2月は、かなりの量が発電できていると考えているところでございます。

今、申し上げました発電量は、焼却量の下の段になります。ほぼ焼却量に応じた発電ができているということで、4,400トンほど焼却した10月は2,118メガワットアワー、7,400トンほど焼却した11月には3,851メガワットアワー、12月は837トンしか焼却できませんでしたので377メガワットアワーで発電量も少なくなっているという状況でございます。

続きまして、焼却灰、飛灰、鉄分の搬出、焼却量の上の段になります。これもほぼ焼却量に見合った比率で焼却灰、飛灰、鉄分の搬出を行っております。焼却灰で言いますと、10月が518トン、11月が637トン、12月は焼却量が少なかったため焼却灰の搬出量も31トンと少なくなっております。同様に飛灰と鉄分についても12月が一番少ない搬出量になっているという状況でございます。

次に、リサイクルセンターのごみ処理実績でございます。こちらにつきましては品目がたくさんございますので、月ごとではなくて年度の比較をさせていただきます。平成25年度、同26年度を比較いたしますと、粗大ごみ、不燃ごみ、プラスチック、ペットボトル、びん・缶等がございますけれども、ほぼ同等の搬入量となっているということが読み取れると思います。ただ、若干少な目になっておりますのが不燃ごみで、三鷹市の不燃ごみが平成25年度は1,537トンに対して、平成26年度は1,451トン、同様に調布市におきましても、平成25年度2,913トンに対しまして、平成26年度は2,823トンと、どちらの市も不燃ごみについては減る傾向が強いということが読み取れると思います。これは平成25年度にクリーンプラザふじみができ、今まで不燃ごみとして集めておりましたゴム製品、革製品については平成25年度から可燃ごみとして集めるようになりました。そして2年目の平成26年度は、市民の皆様はその出し方が浸透してきたというふうに我々は捉えているところでございます。

下の段は両市を合計したものでございますので、ご確認ください。

続きまして、リサイクルセンターの搬出物、資源物の搬出でございます。平成25年度、同26年度を見ていただきますと、ほぼ横ばいなのですが、その中で特徴的なものが2つございます。1つが左から5番目のB鉄(粗大ごみ)と書いてある部分です。これが平成25年度932トンに比べまして、平成26年度は696トン余りということで、かなり減っております。これは、平成26年度につきましては、B鉄から小型家電製品を別途処理しようということで、B鉄から小型家電を分け、小型家電だけで搬出するようにしました。その結果、B鉄が減っております。その小型家電の量ですが、この表の一番右を見ていただきますと、平成25年度の0.00トンに対しまして、平成26年度は245トンということでございます。このように平成26年度については、小型家電については別途搬出する方法に変えております。

また、もう一つの特徴は、右から3番目に、容器包装・プラスチック類がございます。25年度の実績は4,583トンに対しまして26年度は3,245トンということでかなり減っております。この原因ですが、ふじみ衛生組合のプラスチックは、容器包装リサイクル法に基づいてリサイクルしているわけですが、残念ながらランクが一番悪いということです。

一番良いのがAランク、次がBランク、Cランクというのはなくて、次がDランクに区分されていますが、ふじみ衛生組合のプラスチック類はDランクになっております。

このままでは引き取りを拒否されるということで、プラスチックのラインの改造に取り組みました。具体的には手選別ラインを増やしまして、そこに人を多く張りつけて汚いプラスチックを取りましょう、そして二重袋になっているプラスチックについてははじきましょうということで、今年度ラインの改造を行ったところでございます。このラインの改造に伴いまして、プラスチックの選別ラインを長期間止めておりましたので、その分、容器包装プラスチックに回せるプラスチックが減ったということです。

減った分のプラスチックについては、クリーンプラザふじみで熱回収をしたことから、容器包装プラスチックの搬出が減り、クリーンプラザでの熱回収が増えたという状況でございます。

また、廃乾電池、蛍光管等は昨年とほぼ同程度となっております。消火器等の処理困難物はある程度集積してから搬出するため、平成26年度については今のところ搬出しておりません。以上がクリーンプラザふじみ及びリサイクルセンターの搬入量、搬出量の実績でございます。

続きまして、環境測定の結果をさせていただきます。資料3-2をご覧ください。

今回新たに環境測定でご報告させていただくところを薄く着色しております。まず、排ガスの測定です。ばいじん、いおう酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類、水銀、一酸化炭素、鉛、カドミウム、亜鉛という項目でございます。10月は1号炉が稼動しておりませんでしたので2号炉のみの測定でございます。11月については1号炉、2号炉とも稼動しておりましたので2炉とも測定いたしました。

まず、ばいじんです。全て0.001グラム未満となっております、自主規制値または基準値でございます0.01グラム以下を下回っております。

続きまして、いおう酸化物は、2から3.4ppmということで、自主規制値または基準値である10ppmを下回っております。

続きまして窒素酸化物です。17ppmから36ppmということで、自主規制値または基準値であります50ppmを下回っております。

塩化水素です。1.5ppmから2.3ppmということで、自主規制値または基準値である10ppm以下を下回っております。

ダイオキシン類は、11月に測定を行っております。当該の欄にあわせて縮小しているため文字の大きさが小さくて申しわけないのですが、0.0000021ナノグラムが1号炉、2号炉が0.00000081ナノグラムでございまして、自主規制値または基準値である0.1ナノグラムを下回っております。

続きまして、水銀でございます。全て0.004ミリグラム未満となっております、自主規制値または基準値である0.05ミリグラムを下回っております。

続いて一酸化炭素です。4から8ppmで、自主規制値または基準値である

100ppmを下回っております。

続きまして、排ガス中の鉛、カドミウム、亜鉛ですが、これにつきましては全て0.004ミリグラム未満となっており、鉛、カドミウムにはそれぞれ10ミリグラム、1ミリグラム以下という基準がございますが、基準を下回っております。

続きまして、騒音・振動・臭気・排水のところは、今回、色がついておりませんので新たにご報告する項目はございません。

同様に、周辺の大気の測定についても、今、1月に計測したデータを取りまとめている状況でございますので、次回にご報告をさせていただきます。

続きまして、放射能に関する測定でございます。焼却灰、飛灰、排ガス、排水の4項目です。焼却灰、飛灰、排ガス、排水については10月から12月までの数値についてご報告をさせていただきます。

まず、焼却灰ですけれども、13から26ベクレルということで、国の基準8,000ベクレル、及び地元協議会との協定に基づく基準4,000ベクレルを下回っております。

次に飛灰ですが、これにつきましては142ベクレルから234ベクレルということで、これも同様に国の基準及び協定値を下回っております。

続きまして排ガスです。10月の2号炉、11月の1号炉、2号炉、12月の1号炉とも不検出となっておりまして、基準である1ベクレルを下回っております。

排水につきましても、10月、11月、12月と全て不検出ということで、1ベクレルを下回っております。

続きまして、空間放射線量率ですが、敷地境界東西南北、並びに大型バス駐車場、この5地点において測定を行っております。10月、11月、12月、1月と4か月分の測定結果を新たに記載させていただいております。小さいところでは、0.05マイクロシーベルト、大きな数字としては、0.08マイクロシーベルトという数字でございます。これは国の基準では年間1マイクロシーベルトとなっておりまして、これを昼間の基準に換算いたしますと、1時間あたり0.19マイクロシーベルトとなりますので、1時間あたり0.19マイクロシーベルトに対しまして今回は0.05マイクロシーベルトから0.08マイクロシーベルトですので基準を下回っているという測定結果となっております。

次のページは、今まで申し上げました数字をグラフにしたものでございます。ばいじん、窒素酸化物、いおう酸化物、塩化水素が1枚目に載っております。基準につきましては赤い線で横に書かせていただいております。ばいじんであれば0.01gのところ赤い線が来ております。窒素酸化物であれば50ppmのところ赤い線が来ております。いおう酸化物、塩化水素については10ppmのところ赤い線が来ており、ここが基準で、棒グラフは全て下にありますので基準を下回っているというのが一目瞭然だというふうに思っております。

続きまして、水銀、ダイオキシン類、一酸化炭素の測定結果でございます。水銀につきましては0.05ミリグラムが基準となっております。今回、10月、11

月の分をご報告させていただきましたが、それは全て0.004未満ですので、赤い線よりも下にきております。前回、地元協議会の委員の方から連続測定で超えたことがあるのだから、それもあわせて載せるべきであるというご意見をいただきましたので、連続測定で超えました4月23日及び6月20日の数値につきまして、このグラフ上に記載させていただいたところでございます。

続きましてダイオキシン類です。ダイオキシン類は、先ほど申し上げましたとおり、1号炉が小数点以下、0が5つ、2号炉が同じく6つでございますので、このグラフ上にはちょっと書くことができないということで表示してございません。一酸化炭素につきましては、100ppmに対して1桁ということですので、非常に小さい数字というのが棒グラフからも読み取れると思います。

私からは以上でございます。

会 長 : はい、ご苦労さまです。ごみの搬入・搬出、それから環境測定の2つについて報告をいただきました。質問、ご意見はございますか。J委員、どうぞ。

J委員 : 直接のご説明はなかったのですが、資料3-2の運転のほうで上段にあるものですが、先ほどのご説明で、12月は年次点検という言葉でしたか、点検をされたということなのですかけれども、当初計画には黒線のとおりで、ございません。これはどうしてこういうことになったのかということ。それから、これからも半年ごとにやっていく予定でしょうか。まずは以上ですが。

D委員 : 年次点検というか、定期点検のやり方としては、一つは、今回のように全部焼却炉を止めて一斉にやってしまう方法、もう一つは、焼却炉を1炉ずつ止めて1炉ずつ点検していく方法の二つがあると思っております。今回、2炉同時に止めて一括して点検をした理由の大きな一つに、発電量、売電量の問題がございます。まず、1炉運転でございますと、大体平均で発電量が2,500キロワットほどございまして、施設で使用する電力が1,100キロワット程度ですので、差し引きいたしますと1,400キロワットほど売電できる計算になります。一方、2炉稼働のときは、施設で発電できる発電量が大体6,000キロワット程度、そして施設で消費する電力が1,300キロワット程度ということで、差し引き4,700キロワットほど売電することが可能です。ですから、1炉と2炉では、ごみ量は2倍なんですけど、売電量は3.35倍にもなるということで、2炉稼働をできるだけ長くしたほうが売電にとっては有利になります。売電収入は、ふじみ衛生組合の歳入、収入になるわけですから、その分、皆さんの貴重な税金を使わなくても運転できるということにもなります。同じ点検するのであれば、2炉同時に止めてしまっても発電量、売電量を増やそうということで、今年については、1年目の反省も踏まえまして2炉を同時に止めたという状況でございます。

できれば今後もそういった形で、同じ止めるのであれば2炉同時に止めて点検したほうがよろしいのではないかと考えているところでございます。

J委員 : そういう考えでわかりました。ところで、こういうこともあるなと実は思ったのですが、資料3-1を見ますと、下のほうですが、焼却量と発電量が

書かれておりますので、ごみ1トン当たりの発電量を考えますと、1トン当たり平均で513キロワットアワーくらいになります。ところが、12月と6月に関しては、それが1割以下の450ぐらいに下がっています。つまり、ごみ1トンで1割の電気量がロスしているわけです。そうすると、むしろ、ごみは平準化して燃やしたほうが、少なくとも発電効率はよくなるはずだと思いますが、今おっしゃったふじみ衛生組合としての利益率はそのほうが良いというのなら、そういう考え方もあるのでそれはお任せなのですが、少なくとも、ごみを平準化して燃やしたほうが、ごみ1トン当たりのエネルギーを有効活用するという点ではすぐれているのではないかと思いますので、そういう点もお考えいただけたらと思った次第です。

D委員 : このグラフを分析していただきたいのですが、同じ月の中で2炉稼働のときと1炉稼働のときがありますので、次回わかりやすいように、お示ししたいと思います。そうすると、やはり1炉稼働よりも2炉稼働ほうが3倍ぐらい発電できているんです。年間のごみ量は変わらないわけですから、あとは1炉で燃やすか、2炉で燃やすかというだけの違いです。受託事業者としても、当然、全炉停止すれば電力を買わなければいけませんけれども、買ってもそのほうが有利であるというような見解もいただいておりますので、ふじみ衛生組合としては今後も止めるときにはできるだけ2炉、全炉停止をしていきたいと考えております。

本日は、資料を用意しておりませんが、次回は、本当にどっちが得なのかというあたりをわかりやすい資料でご説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

会長 : ほかにございませんか。はい、どうぞ。

E委員 : 今の説明ですけれども、原単位で比較してほしいのですが、それは可能でしょうか。

D委員 : 原単位、つまりごみ1トン当たりの発電量ということでよろしいでしょうか。

E委員 : そうですね。

D委員 : そうしますと、年間のごみ量は平成25年度と平成26年度それぞれわかって、年間の総発電量もわかりますから、25年度と26年度を比較することができます。1炉稼働が3分の2で2炉稼働が3分の1の25年度と、26年度は逆で、2炉稼働が3分の2で1炉稼働が3分の1ですので比較ができると思います。

E委員 : それは単純過ぎるように私は思います。なぜかという、1炉稼働の場合に稼働している機器の中で、1台しかないものがあれば、それは共通になるだろうけれども、2台とか3台とか、スタンバイがあるような形であれば変わるので、各期ごとにそれを検証していく必要があるのかなど。今のよう、期を通して1回で稼働率を出すのはやはり乱暴過ぎるのではないかと私は思います。以前にも電気の発熱量がわかるようにとお話をしたと思いますが、その後それについては何もないので、原単位の中でそういったいろいろなものが表現できてくるので、できれば、各期ごとに原単位を計算して、同じかどうかも含めてやってほしいと思います。

- D 委員 : ご意見として承りました。確かに夏場は水分が多いですから、そういう面では夏場のごみは発電量が低くなりますし、冬は乾燥していますので、冬のごみで燃やすとやはり発電量は多くなります。そうした季節の違いもありますから、皆さんにできるだけわかりやすい形で資料はおつくりしたいと思います。
- E 委員 : ちょっと補足しますけれども、夏の場合と冬の場合、冷却の能力がかなり違うんです。冷却能力が違うことよっての発電量がかなり影響を受けますので、それは、先ほど言った各期で比較した上で、その原因をこのような形で分析すればもっといい運転ができるだろうと。ただ、今、通年でバンとやっってしまうとそういった部分が見えなくなるので、できればそういった変化の中で物事を決めていただきたいと思います。
- D 委員 : 今おっしゃったとおりの部分もあります。皆さんにできるだけわかりやすいようにつくりたいと思います。いろいろな要因が複雑に絡まって発電量は変わってきますので、できるだけ一般の市民の方にわかりやすいような資料をつくっていききたいと思います。
- E 委員 : 今のわかりやすい資料をつくるということの中で、我々が何もわからないから、だからレベルを下げたデータを出しますよというふうに受け取ると、やっぱり誤解があると思うので、我々市民の中にはいろいろな人がおられるので、そういった部分でも通用するようなデータでなければ、やはり問題があると思います。ただ、今までの経過からすると、細かいところは議論を省いて、あと、原姿的なものについても省いて、本当にコストだけというか、方向性だけを示すような形であればやはり誤解を受けると思いますので、それは、わかりやすいという部分が、特性がよくわかるというふうに考えていただきたいと思います。解釈を相手のレベルに合わせてやるんですよというのは、やはり上目線の部分を多く感じますので、それはぜひやめていただきたいと思いますし、今回はその他の部分で質問したい部分もありますので、今回はこれで終わります。
- D 委員 : ご意見として承りました。次回以降の地元協議会で資料をお出ししますから、その資料を見ていただいて、また何かご意見があればそのときにください。よろしく願いいたします。
- J 委員 : 実は、この発電機というのがほかの発電機に比べまして、非常に焼却効率、発電効率がよろしいと。通常はごみの発電効率というのは10%ぐらいだと聞いていたのです。ちょっと記憶が曖昧なのですが、18%ぐらいを狙っているというふうにお聞きしたことがあります。これが採用されたのもそのことが原因であるかのようにD委員からお聞きしたような気もするんです。
- それで、この2年間たって、ごみの発熱量に対する発電効率というのはつかんでおられるのかどうか、何%ぐらいになっていると見ているのか、もしわかれば、非常に難しいとは思っていますが、教えていただけたらと思います。
- D 委員 : 資料が手元にございませので、その辺も含めて次回、資料ができればということで預からせていただきます。
- E 委員 : 今の発電効率がわかりにくいというのは全然違う話で、入り口と出口のあれなんですから、それはいつでも出るわけです。ただ、原因がどこにあるか

というところになればいろいろな部分が出てくるので、発電効率をどうですかと言えば、入り口と出口を割るだけですから単純な計算なので、それは誤解を受けているのではないかと私は思います。

会長 : はい、ご意見として伺って、次回にご要望を添える資料を提出いただくということもありますので、ほかの問題であればお伺いしたいと思います。

はい、どうぞ。

G委員 : 資源物搬出のところ、プラスチックの、はじいたプラスチックというのは、ここの炉で熱回収ということで燃やすわけですね。それがこれだけ、ほかの搬出物の数値を見ましても25年度、26年度、B鉄がちょっと変わるだけでほとんど変動がないと思うんです。基本的にプラスチックって燃やさないほうがいいのでしょうか。生ごみと一緒に燃やしても別に何ら変わりはないものなのでしょうか、ちょっとお願いします。

D委員 : 焼却技術はかなり今、発展していますので、燃やしたからといって悪い排ガスが出るというようなことはありません。ただし、三鷹市も調布市もプラスチックについては資源で集め、できるだけリサイクルをしましょうという形で、あえて可燃ごみにはしていないのです。ですから、今後も両市のそういった意向を踏まえまして、リサイクルできるプラスチックについてはできるだけリサイクルする。そして、どうしてもリサイクルできないものだけ燃やすという方向になると考えております。

G委員 : それを聞いて安心したのですがけれども、できるだけリサイクルに回したいと、4月でしたか、年度の頭に年間のごみのカレンダー、あれは本当に便利にしていますが、あれを見ても、燃えないごみとプラスチックの部分の判断がすごくわかりづらいのです。あの表をもうちょっと市民の方々にも啓蒙してって、Dランクという恥ずかしい数字を言われないように。なぜかわかるんです、何となく、Dランクって、お年寄りって、一つの中に全部きれいに詰めるんです、同じものを。調布市は高齢者が多いので、多分そういうふうな状況ではないかなと。だから、あのカレンダーのときに何かそういうことを入れていただだけでも、あれを皆さん結構真剣に読んでいらっしゃるから、そういうところ、細かいところですが、お手数ですが、そういう資料をいただけたらと思います。

会長 : 我が家もごみの出し方を女房と実は、昔、小袋に入れてバンバン、固めてそれを入れていくから、これは手がかかるからやめると、この間もやったところで、いろいろ、出す問題で啓蒙していかなければいけないというのはね。はい。

b副会長 : きょう席上にお配りしました「広報ふじみ」の裏面をご覧くださいと、「プラスチック資源の品質をよくするために」という囲み記事がありまして、そこに注意喚起ということで、これは新聞折り込みで配布させていただいておりますが、去年秋にお配りしたものです。これと同じようなことを両市の広報紙でも広報していただくようお願いをしておりますので、カレンダーも含めてさまざまな形で広報をお願いしているところでございます。

C委員 : 今のランクの問題なんですけれども、AランクとBランクは、一体どういう出し方といいますか、どういうものがAランク、Bランクなんです。それのお手本みたいなものがあれば、悪いお手本はここにありますが、そういった教育も必要ではないかと思しますので、いかがでしょうか。

H委員 : プラスチックのランク区分についてD委員の説明に、補足させていただきますと、容器包装プラスチックのランクを決める評価に、まず3つの評価がございます。

1つ目は、いわゆる破袋度と申しまして、二重袋と書いてある写真がございますが、基本的には、この袋を破いて中身が確認できるかどうかということなんです。それで、袋がぜんぜん破けてなくて中身が全然確認できないということになりますと、未破袋と申しまして、この個数が多ければ多いほど品質が悪いのでDランクになります。

そうすると、どの程度かということですが、私ども、圧縮梱包物という1メートル角のサイコロ状のプラスチックなんですけど、それを再商品化事業者に引き渡しています。その中から重さ、3つのべール品を取り出しまして、大体1つにつき20キログラムを取り出します。それが3つございますので合計60キログラムになります。その60キログラムの中に未破袋がどのくらいあればAランクになるかということですが、これは大体ですが、10個から13個くらいが未破袋ですとAランク。25から30未満くらいがBランクです。30を超えるとDランクという形になります。それがまず一つです。

二つ目が容器包装比率という評価がございます。これは、プラスチック製品のところに、皆さんも見たことがあると思いますが、プラマークがついています。我々は識別マークと言っていますが、それがついているプラスチック、全体のプラスチックの中に識別マークのついているプラスチックがどれだけ占めているかの割合です。それがAランクの場合ですと90%以上です。85%から90%未満がBランクです。85%を下回るのはDランクという形になります。ですから、60キログラムの中にほぼ6キログラムを占めてしまうとAランクにはならないという形になります。それが二つ目です。

三つ目は禁忌品と申します。これはいわゆる危険物です。カミソリとか電池、ライター、そういった危険物が一つでも入っていると、Dランクとなります。入っていなければAランクです。ですから入っているか、入っていないかでAランクかDランクに区分されますので非常に厳しいのです。禁忌品が一つ入っているだけでDランクになります。

また、危険物ではないのですが、医療系廃棄物みたいなものが入っていればDランクになります。

昨年10月の段階では、我々、ふじみ衛生組合の評価がオールDランクだったのです。もちろん、我々もそれでいいとは思っていませんので、選別ラインの改造工事に取り組んでいます。つい先週、2月12日に再検査がございました。3つのうち、破袋度と容器包装比率がDランクからBランクに上がりました。残念ながら禁忌品は、プラスチックのカミソリが入っていたので、

Dランクになってしまいました。

我々は、取り組みの効果が出ていると思っていますので、平成27年度は今以上の、最終的にBランクではなくてAランクを目指したいと思っています。今後またそういったランクの見直し検査みたいなものがあれば皆さんにご報告させていただきたいと思っております。

会 長 : いろいろご意見をちょうだいいたしましたが、まだありますか。よろしいですか。

よろしければ、次に移りたいと思います。

「平成26年度ごみ処理相互支援について」、事務局からお願いします。

D委員 : それでは、資料4「相互支援量」をご覧ください。

相互支援ですけれども、武蔵野市からふじみ衛生組合へごみが搬入されます。それと同量をふじみ衛生組合から武蔵野市へ送るものです。これは、お互いに点検等で施設を止めなければいけないときにやりくりしましょうというものでございます。まず、上の段が、武蔵野市からふじみ衛生組合へ来た量です。今まで4回来ておりまして、1回目が平成25年4月29日から5月10日、重量が300トンです。2回目が平成25年10月1日から10月14日まで295トンで、平成25年度、合計595トン、武蔵野市からふじみ衛生組合へごみが搬入されました。

今度は下の段へ行きます。ふじみ衛生組合から武蔵野市ですけれども、具体的な実施日について記載ミスがございますので、後日訂正させていただいて、ご報告させていただきますけれども、平成25年度、1回目が304.18トン、2回目が305.83トンということで、合計610.01トンで、平成25年度については、ふじみ衛生組合から武蔵野市へ持っていったごみのほうが、約15トン多かったということです。

続きまして、平成26年度です。武蔵野市からふじみ衛生組合へは、1回目が4月14日から25日で299.19トン、2回目が10月2日から10月14日が290.47トンで、平成26年度の合計が589.66トンということになりました。

一方、ふじみ衛生組合から武蔵野市へは、6月2日から13日が292.50トン、26年度12月1日から12日が276.43トンで、合計が568.93トンです。平成26年度については、逆に武蔵野市からふじみ衛生組合に来たごみの量が多かったということでございます。

合計いたしますと、武蔵野市からふじみ衛生組合に来た分が1,184.66トン、ふじみ衛生組合から武蔵野市に行ったごみの量が1,178.94トンということでございますので、大分近づいてきたということです。

これにつきましては、相互支援協定がまだ生きておりますので、恐らくこの後、平成27年度、28年度とお互いに焼却炉を止めた時期にやりとりをするということになるかと思っておりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

会 長 : 特に、これは質問はございませんね。資料の間違いが若干あったようです。日付は後に訂正させていただきます。

よろしいということで、次に移りたいと思います。「第2回ふじみまつり」の報告をお願いします。

L 委員 : 第2回ふじみまつりについてご報告をさせていただきます。資料5、「第2回ふじみまつり報告書」でございます。

まず、今年度は、第1回目の反省を踏まえて、第1番にございますように、実行委員会を4月22日と早い段階から立ち上げさせていただきまして、計8回開催させていただいて準備を整えたところでございます。

実行委員のメンバーは2番のとおりでございます。

3番の広報活動では、こういう形でいろいろ書かせていただきましたように、いろいろ皆様のご意見を聞きながら、あらゆる広報媒体を利用させていただきながら皆様にご周知に努めたところでございます。特に、真ん中辺ですが、カラーポスターやチラシなどは、地元協議会の皆様の自治会等に積極的に掲示していただきまして、地域の皆様にさらに目にとめていただくという形でご協力をいただいたと思っております。

6番の各種記録です。最初にありますように、来場者総数は1,596名で、第1回目は1,153名でございましたので、かなり多くの方にご参加いただきまして、当日、楽しんでいただけたと思っております。特に、2番目にありますアンケートの回答は、522名の方でしたが、内訳を見ますと、三鷹市の方が259名、調布市239名という形で、両市の市民の方がほぼ同じような人数の方に来ていただいているということがここからも推測できますので、両市の市民の方にご参加していただいたと思っております。

続きまして、7番、ご協力いただいた団体等でございます。こちらは、いろいろブースで実際にご協力いただいたこと、あるいはイベントコーナーもありますし、啓発品等、資材、あるいは人という形でご協力いただいた方を全部羅列させていただいたところでございます。特に今回新しく、まずブースという形でご協力いただいた方は、3ページにもございますように、真ん中の辺の調布の消防署さん、あるいは三鷹市連雀地区住民協議会さん、JAXAさん、その後、調布市社会福祉協議会さん、こちらにはブースを設けていただいて啓発活動をしていただきました。

そしてまた、2ページ目に戻りますけれども、タスクネット東京さん、あるいは電気通信大学はイベント等のところでご協力いただき、電通大の方につきましてはおもちゃの病院という形でイベントを盛り上げていただいたと思います。また、大学名が亜細亜大学以下、杏林大学、昭和薬科大学、専修大学と記載してありますが、こちらの方は学生のボランティアさんです。当日のイベントの手伝い、あるいは外の会場のお客様の誘導、あるいは自転車の整理等、非常に手広くいろいろなところでご協力いただきまして、各ブースのところでは非常に好評を得た次第でございます。当日は、19名の学生さんにお越しいただきましてお手伝いをいただいたところでございます。

こちらの報告書につきましては、1月13日のふじみまつりの実行委員会でも同じように報告をさせていただきました。また、その中でもいろいろなご

意見と、次に向けてという形の前向きの方のご意見等々もいただいたところですので、また参考にと考えております。

会 長 : はい、ご苦労さまです。報告をいただきました。年々といっても、まだ2回ですけれども、だんだん増えてきて、さらに発展的に定着していくといいなど思っております。報告を受けて、何か次に向けて要望を含めてありましたらお聞きしておきたいと思っております。よろしいですか。機会があったらまた要望を出していただければと思っております。ないようですので、次に移ります。

「第3回ふじみまつりについて」、お願いします。

L 委員 : 続きまして、協議事項の1番で「第3回ふじみまつりについて」です。まず、ご提案をさせていただきたいのは、第3回ふじみまつりを、今、会長からのお話もありましたとおり、実施させていただきたいということをご確認させていただきたい。

それと、日程を、私どもの案という形でご提案をさせていただいた日程で実施させていただきたいという2点、ご承認等をいただければありがたいと思っております。

第3回の日程案ですけれども、今年の11月22日(日)です。この日付で実施させていただきたいと思っておりますので、ご承認いただきたいと思います。

会 長 : ペーパーがないので飛ばしてしまったのですが、第3回のふじみまつり、11月22日というご提案です。ずっと先ですからまだ予定は入っていないと思っておりますので、予定をしていただくということによろしいですね。

ありがとうございます。確認をしたいと思っております。

今度は、「平成27年度地元協議会スケジュールについて」です。

事務局 : それでは資料6をご覧くださいと思います。まず、左の欄に地元協議会という項目がございます。基本的には、今年度と同様に4月、7月、10月、2月の4回の地元協議会を入れております。もう一つ、11月に地元協議会を入れております。これは※をつけておりますが、今、第3期の地元協議会委員の方がここにご出席されているわけですが、今年の11月3日で、現在の地元協議会委員の任期が満了となります。そのために第4期の新たな地元協議会委員を選考し、そこで顔合わせと正副会長の選出を行わなければなりませんので、それを11月の近々のうちに第43回地元協議会ということで新たに入れております。そこが昨年と大きく違っているところでございます。

もう1点は、これは提案ですが、地元協議会の施設見学研修を1月に新たに入れております。この点についてもご意見をいただいて対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

又、専門委員会も6月12日で今の専門委員会委員の任期が満了になります。6月13日からの第2期目の委員の改選がございます。地元協議会から、現在、正副会長は当て職として出席していただいております、三鷹市側の住民代表として1名、それから、調布市側の住民代表として1名、現在はC委員とJ委員に委員として出席していただいております。そのために次回の4月の地元協

議会では専門委員会の委員の選任をお願いすることになると思います。また、再任も可能ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会 長 : はい、ありがとうございます。スケジュールのほかに1点、具体的な課題も含めて提案がありました。専門委員会の委員が6月で任期満了になりますので再任をしなければならないという仕事があります。4月の地元協議会で現在のJ委員とC委員、私とa副会長なのですが、専門委員会に出ているのは。それで、私とa副会長は当て職ですから、正副会長がかわればその人が行くことになります。J委員とC委員は調布、三鷹、それぞれでご推薦をいただいて地元協議会で専門委員として確認していくという手続が残りますので、三鷹、調布、それぞれの選出母体では、その準備をお願ひしておきたいと思ひます。それらを含めてスケジュールをご確認いただければと思ひます。

なお、つけ加えてもう一つ申し上げておきますと、第40回、4月の地元協議会は、別に「三調会」と呼んでいます懇親会もありまして、それらも含めてやれればと思っております。三調会は、協議会委員が自主的に運営するという前提でスタートした三鷹、調布両市の委員の親睦の会というのが目的でありますので、それも含めて第40回はやりたいと。日程その他は、管理者がかわりますので、最後の会には出ていただこうと思っております、日程調整はそれをベースにさせていただくことになると思ひます。そのことも含めて申し上げてご意見をちょうだいしたいと思ひます。施設見学の要望などもあればお願ひしておきたいと思ひます。はい、どうぞ。

A委員 : 今、4月の第40回地元協議会で三調会をやるということですがけれども、B委員が三鷹側の世話役で、調布側は佐々木委員、先ほど会長のほうから、B委員はご病気で辞退だということで、できましたら三鷹のほうで誰か一人、世話役みたいなものをしていただくといいのではないかと思ひます。

ついでにお話ししてしまいますと、1期、2期の委員が改選のたびに減ってきて、これは私どもだけではなくて、ふじみ衛生組合のほうも人事異動で入れかわって、よくわかっている方がいらっしやらなくなっていくのではないかと、お互いです。今年もまた人事異動もあると言われるし、古い委員もどうかと思われる方もいらっしやるようですから、その辺、三鷹の委員の人たちで、誰か一人世話役を考えていただければと、できたら1期とか、古い方のほうがいいと思ひます。

これもついでですけれども、11月にまた委員の改選があるということなので、私は、ぜひ、これはお互いじゃないかと思ひますけれども、もし、改選があつて新しい委員が出てきた場合に、ふじみ衛生組合では事前に研修会を行う、そういう席に、できたら住民側の委員も一緒につけ加えていただいて、いわゆる協定づくりの段階とか、そういう話を、お互いに話し合う、知ってもらつという仕組みをつくり上げれば、どんどん時は過ぎていきますし、変わっていきますので、15年先にこのふじみ衛生組合の業務を見直すというときも15年、15年先を考えると、恐らくここには誰もいないのだと思ひます。そういうこと

を考えると、やはり、細かいことですが、そうやってつないでいくことが大事なことになるかなというので、その辺も衛生組合のほうでお考えいただいて一緒にやればと思います。よろしくお願いします。

b 副会長 : 非常に貴重なご意見をいただきましたので、我々としても、いわゆる行政側の委員だけではなくて、住民の皆さんの委員と両方が相まって協議会組織ですので、そういった意味では、勉強会に当たっては、そういった住民の、どなたになるかわかりませんが、当時の正副会長とか、そういったことも含めまして、一緒になって勉強会に出ていただくようなお願いをしていこうと思います。

会 長 : よろしいですか。それでは、三鷹からお一人、どなたか後でお決めいただくことにいたしまして、スケジュール全体についてご確認をいただきたいと思います。よろしいですね。

はい、どうもありがとうございます。

それでは、最後の議題になると思います。「第38回ふじみ衛生組合地元協議会の懸案事項について」、私のほうから口頭でお話し申し上げたいと思います。

第37回の地元協議会であったと思いますが、E委員の質問について、協議会以外の場での議論も含めましてさまざまな質問について事務局から質問と回答、水銀問題にかかわってですけれども、文章が示されました。膨大な文章でありましたから、皆さんに一回お読みいただいてということで、第38回の会議にお読みいただいた上に立ってご意見をちょうだいいたしました。第38回の中でも皆さんのご意見は大方、質問に対する事務局の回答に理解を示していただいて、大勢としてはいいのではないかというふうに会長としては判断いたしました。

ただ、さらにさまざまなE委員からの意見もありましたので、専門委員会委員長の見解も伺いながら、きょう最終的に皆さんのご理解をいただきたいと前回取りまとめをいたしました。専門委員会の委員長にもお話を私が伺いまして、きょうは本協議会会長の立場で以下の報告を申し上げますので、ご理解をいただきたいと思います。

ちょっとつけ加えますが、過日、私とE委員と3時間を超える話し合いをさせていただきました。その席では、私のほうから、本日の会議の確認をもって今回の水銀問題については一応、討議は終止符を打ちたいというふうに私の考えを伝えました。前回の会議の全体の雰囲気踏まえての私のまとめた考えであります。もちろん、今後新たな事態が起きた場合は、その事態を踏まえて検討を行うということは当然のことです。そのことを前提として終止符を打ちたいという意味であります。

前置きはそれぐらいですが、本題に入りまして、第36回会議までのE委員の意見は、1つは、施設の瑕疵担保期間があるうちに基準値を超える水銀の排出の不安をなくすべく施設の点検あるいは検査を行い、対策を講じるべきである。新たな設備の補強を含む問題だというふうに思いますが、そういう

ことが柱でありまして、本問題に対するふじみ側の説明ではまだ納得できないというふうにあります。納得できない理由は、水銀の拡散シミュレーションが疑わしいこと、炉内の残留水銀の種類がどうなっているのか、水銀の投入量と除去率の関係、単位排出量と総排出量の関係、長期にわたる有害物質を浴びる住民の立場の考慮、まだ挙げると幾つもあると思いますが、そういうことが主として挙げられて、納得はできないというふうに述べられてきました。

以上の問題について、瑕疵担保期間があるうちにやれというのは、私ども全体で共通の要望だと思います。悪いものがあれば、瑕疵担保期間3年があるわけだから、それが瑕疵であるかどうかを判断するのは難しい問題であり、争いになる問題もあると思うんですが、あればその間に直すのがいいじゃないかというのは、もうこれは全部皆さんそういうお考えだと思います。問題は、不適合であるというふうにE委員から指摘された諸問題が、ふじみ衛生組合のこれまでの説明、あるいは専門委員会委員長と私の話し合いの中で、一言で申し上げますと、第37回に配付しましたE委員の説明に対する回答は妥当であると、専門委員会ではそういう議論をして、そういう理由で専門委員会としては了承しているということでもあります。

例えば、水銀の除去率について、燃えている中で実験することはできないわけですから、公になっている資料からE委員の質問に対する事務局の回答、3ページに細かくまとめられて説明が事務局からされました。国立環境研究所の除去率を用いて、混入した水銀量の推計に使用したとの報告がされていますし、施設の瑕疵問題については、この施設建設のためにふじみ衛生組合新ごみ処理施設運営事業要求水準書に適合した施設だという確認をしていることも報告されています。また、除去能力を超えた多量の水銀が投入された場合に基準値を超える排気が生ずるとは、C委員からも指摘がありましたけれども、当然のことでありまして、それは共通の認識になっていることも、私どもの議論の中で整理されてまいりました。

不十分か十分かという問題はもちろん残るわけですが、投入水銀量を抑えるための対策も講じられてきました。そうしたさまざまな問題を含めて考えますと、今回の水銀問題に終止符を打ちたいという判断をしたわけでありまして、その点についてご了解がいただきたいというふうに思っています。

ただ、第37回の質問書、回答書のほかに、第38回に新たにE委員からは、水銀問題の認識を全体として共有したいというふうに、その立場から新たに文書の提出がありました。3点でありました。1つは、焼却炉停止操作から排気ガス中の水銀濃度の推移のイメージ図、焼却処理設備、落灰防止設備、排煙設備に置ける水銀物資の収支イメージ図、責任分界点イメージ図などが第38回で、皆さんのお手元にあるように出されました。これらにつきましては、先ほど申し上げました第37回の質問、回答書に尽きているという判断で、これらにつきましても、会議に提出されたことを記録にとどめて、今後そうした範囲まで検討を広げるのかどうかということを経必要と判断された場合に検討したい

と考えており、今回の問題としては議論として取り上げる必要はないと考えております。そういう取り扱いをさせていただきたいというふうに会長としては考えておりますので、ご了解がいただければと思います。

何かご意見があったらお聞かせいただいで、会議の進め方について確認をさせていただきたいと思います。ご意見がありましたら、どうぞ。

E 委員 : 私と会長との話は2月17日に、先ほど言われたように、3時間にわたってお話をしました。それについては、今までの検討で十分ですよというお話でしたが、私は、これは34回に質問した内容で、佐々木委員が指摘されたように、内容と回答はかみ合っていないですねと、そのかみ合っていない部分については事務局で説明を受けてくださいよという形で、実は、34回ですから随分前にその話がありまして、一部、事務局からお聞きしました。ただ、内容は、個人で聞く内容ではなくて、やはり協議会の中で私が質問した内容なので、協議会のほうに持ち返って質問したいという形で、その部分は一応、中止をして、その旨、L委員にお願いして、一応、回答についてはもう一度見直して文章にまとめてほしいということで提出したのが36回でした。

でも、実際にその内容を検討する前に再度、4月と6月ですか、水銀の問題が発生して、従来34回で考えていることと、再度、水銀が発生した場合と状況がかなり違うだろうと。というのはなぜかという、水銀が発生した1年目については、これから様子を見よう、様子を見た上でもう少し考えることがあるのなら考慮しようということで、そういう中で一応、様子を見ました。その様子を見ている中で再度発生したということで、今後そういう可能性があるのではないか。

それで、私は、住民協議会で水銀を浴びるほうですよと。だから、十分に検討をされたから、もうこれで大丈夫ですよという話、それはないだろうと。そういう意味で一つ一つ打ち合わせした結果、私が一番危惧している、この設備で水銀の除去能力があるんですか、ないんですかという話。これはO委員にお聞きしたいんです。第1回の組合議会の中で清原管理者は「ある」と言いました。それから、その補足事項として、b副会長は、現在93.1%の除去能力がありますよと言いました。でも、93.1%というのは単位がないです。

具体的にそれをわかりやすく説明する、1キロの水銀が入ったとして、その93%ですから、930グラムは除去できます、ただ残りの分が出ますと。例えば、1キロが2キロになれば除去量が倍になります。1.8キロは除去できますと。その論理で言えば、10キロならばどんどん増えてくるわけです。ならば、500グラム入ったら全部除去できるんですかという話になると思います。そうすると、500でも少しは出ますと。じゃあ、設備ができ上がっていて、大きさが決まっていて、それでどんどん能力だけが増えるんですかということについては、何も専門委員会の中で検討された形跡はありません。

それから、もう一つは、先ほどの煙突の件。これは、安全衛生委員会の3回の中でシミュレーションが出ました。それについての検討をしている中で、ある委員は、こんなに細かく計算した部分であれば、我々素人だから判断で

きませんよ、だからそれは事務局に依存するしかないと、そういう見解で安全委員会は終わっているんです。私が調べた結果は、当該のプログラム、「低煙」と書いてありますが、低い煙突の規制をかけるためのプログラムなので、それを経済産業省のほうに確認したら、これは開発意図が違うので責任は持ちませんということで、100メートルの煙突はそれなりに計算が違うのだという見解を述べました。プログラムを100メートルに変更してできるかという話については、我々が開発したプログラムを一部直して、それが性能が合うかどうかということについては我々は責任を持ちませんという話です。だから、経済産業省のプログラムをわざわざ提起している意味合いは、規制に使っているプログラムなので、かなり第三者的に説得力がある内容ですけれども、それを一部改造して組合が適用したとしても、それは一部しか通用しないことであって、それを評価することは難しいだろう等々のいろいろな問題点があるので、それは率直にお話ししました。

しかし、論点としては、もう十分だという話なので、私としては、きょう皆さんにお渡ししたいということで出したのですが、水銀については、私は水銀を浴びたくない、できるだけのことに取り組んで出さないようにしたい。実態としてどのぐらいまでわかっているのかということについては、1項目から8項目書いて、それについては会長と了解事項になっています。ただし、一つ一つのことがどこまで検討したかについては、まだ、この質問事項についての検討をしていません。それは、38回のときに、再度、発生したために新たに責任分界点と、ただ0.2ミリグラム/アワーの水銀が出ましたよという話だけでも、実際に炉としてどういうふうな形でそれが推移したかという部分については、私が図示したイメージ図でなければ多分実態はわからないだろうと。だから、この水銀をはかる機械は0.2しかはかれない、それ以上ははかれない。だから、0.2ですよというのは余りにも乱暴な話だろうということがあって、ぜひそれをわかってほしいということです。

もう一つは、なぜ責任分界点を書いたかということ、入ってくるのはもう前提条件ではないのだと。入らないのだということで設備をつくっているのだから、当然、その設備の中では考慮しなくてもいいのだという考え方は、責任分界点としては、収集する側の担当者もいるし、工場の中でそれを処理する人間もいるだろうし、それを管理する人間もいる。それらは個々に業務が違うので、業務ごとにその責任はあるわけです。しかし、全てが川上に責任を押しつければ、その責任は全部検討されたことにはならないです。だから、今、言ったように、除外設備があって、一般的に93.1%ですよ、だからこの設備も93.1%ですよとって、発注した内容が正確にできるのかどうかということについては、今回のこの設備は湿式から乾式に変更されています。それは、最初に仕様書が固まった段階では湿式でした。それが乾式にかわりました。乾式にかわったら何が変わるかという部分についても詳しくは知らない。要するに、事務局が全部出した数字なので、私どもは検討できませんというのが多分、安全衛生委員会の見解です。

なぜかと言えば、私が思うには、藤吉委員長一人が専門家です。あとは医者の人とか、地元協議会から参加している人、市役所の人ということで、逆に、中をよく見れる、責任分界点を見れるのだったら、この設備をつくった人、この設備をこれでいいと最終的に考え方を確認した管理者、これらが誰も参加していない。だから、素人が、ある意味、つくった資料で全部話ができているのかなと。

だから、先ほども言ったように、100メートルと40メートルという線が我々の大丈夫ですよという根拠です。でも、第1回目の安全衛生委員会か、もしくは議会の中で説明したのが700メートルぐらい、大体これ前後です。夏の場合には風向きが違うので方向は違いますが、ほぼ700メートルぐらいです。ダウンバーストといって、気流が下に落ちるような、乱気流とかになった場合にはもっと手前に落ちます。東京都の場合には800メートルという数字が出ていますけれども、今回の計算では4.5キロ先で十分おさまりますと、だから大丈夫ですよというお話ですけれども、それもいろいろな問題点を含みます。

だから、私は、これでいいというのではなくて、要因としてはいろいろなものがあるので、解決に持っていく方法は幾つかある。だけど、これを全部打ち切ってしまうと、それはそれでもう、問題が起きて、我々が例えば水銀を浴びて、その結果いろいろな病気が出てくる、そこまで待たないと多分難しい問題が出てくるだろうと私は思うので、私の任期はもう1回か2回しかない。だけど、この活動は任期が終わっても市民のレベルで行いたいと思うので、今、議事録を安全衛生委員会、それから議会、地元協議会、その前に市民の検討委員会があります。いろいろなものの突き合わせをしながらそれは考えていこうと思うので、一番最初に確認したいのは、先ほどO委員が話したように、実際に議会で証言した内容が本当なのかどうか、ただ93%というのは、先ほど言ったように、数字としてはないわけですから、あり得ない数字なんです。だから、我々技術者としては、93%という、数字は入力と出力が決まって、それで割り算して出てくる数字だから、その割り算の数字が出て、それから推計するのは、どこかで検討して、検証しなければ生きない数字なんです。だから、それを仮定でグルグル回して我々が理解できるような言い方をしている部分は非常に紛らわしいわけで、もっと地に着いた数字が欲しい。

だから、先ほど言ったように、93.1%水銀が取れていれば、排出の飛灰なり水銀が残っているはずなんです。それを分析すれば、100取れると行ったところが20になれば取れないですし、だから、今、水銀の場合、蒸発して気化した場合には何も見えません。それが冷やすことによって液化する、それによって見えるようになるということになります。もう架空の理論の中で行われているわけで、十分に検討された内容というのは短絡視し過ぎているのではないかというのが私の意見です。

だから、これからどう判断されるかは皆さんの考え方だと思います。それ

は、自分たちで考えざるを得ないです。だから、事務局がこれだからいいですよと、その根拠という部分で追求されたほうがよろしいと。だから、事務局は大丈夫、安全衛生委員の委員長が大丈夫だと、委員長は今、川崎に住んでいて月に1回出るか、3か月に1回、安全委員会に出るかという人間なので、この実態で我々は365日、ここに張りついているわけですから、それは見方が違う。だから、どんなに知識があっても実態ではないです。

会 長 : まとめてください。

E 委員 : だから、まとめて言えば、私は、皆さんに自分で考えてほしい。私はいろいろなものを資料として提出できます。それは同じ立ち位置です。組合側ではないし、同じ水銀を浴びる側です。知識はいろいろなものでできるんです。ただ、子どもを守る、家族を守るという観点からは、いろいろなところで問題が、踏ん張るところがあると思うんです。それは皆さんの考え方だと思います。これで一応結構だと思います。ただし、私は、全体の中で今できることをとにかくやろうと。だから、一番効果があるのはどうするのかというのと、問題点がどこにあるかは、これから少しずつ分析しながら明らかにしていきたいと私は思っております。

以上です。

会 長 : E 委員のご意見は伺いました。議事の取り扱いについて、私は一応終止符を打ちたいと申し上げていますが、そのことについて、もしもっと議論したほうが良いというご意見があればお聞かせいただいて。

E 委員 : 私がきょう質問したことに対してはO 委員に答えていただきたいんです。

会 長 : いや、問題点の質問はわかりました。今、議事の進め方についてお伺いしていますから。

E 委員 : 私は最終的にこれを示していただきたい。

会 長 : いや、ちょっと待って、待って。それはあなたのプライベートな問題で、会議に提出されたものはこれなんです。これはあなたの質問に答えたペーパーなんです。

E 委員 : 2つあって、これは34回の回答です。

会 長 : はい、どうぞ。

C 委員 : まあ、E 委員のお話は非常に科学的に分析された内容であると思いますけれども、基本的に大きな違いがあると思います。その第一は、この施設が、水銀が入ろうが何が入ろうが、何が何でも全部、例えば水銀が除去できるという設備を主体にして話しているんです。ところが、D 委員、このふじみの装置は水銀は除去できるんですか、基本的に、現在、そこからスタートしたいと思いますが、いかがですか。

D 委員 : 私どもの施設につきましては、リサイクルカレンダーに書いてある可燃ごみを焼却する施設というふうに捉えております。ただ、やはり市民の中には若干、電池等が混ざってしまったごみを可燃ごみとして出してしまうというようなケースも考えられますから、そういったレベルでの水銀の除去能力は十分持っていると思っております。ただ、例えば、水銀が入った瓶を丸ごと入

れてしまうとか、水銀の血圧計を10本まとめて入れてしまうとか、そういった量については当初から想定しておりませんので、そういった多量の水銀が入った場合には全てを除去するというのは難しいかと思っております。

C 委員 : それから、第2の問題点は、93.1%ですか、水銀が除去できると、この発言です。管理者がおやりになった、場合によってはb副会長もおやりになったというんですが、恐らく管理者は科学的な根拠に基づいてしっかりデータ分析をして発言したかどうかは、私は疑問だと思います。ただ一般的に、水銀がちょっと入れれば全部除去できますよと、それが93.1%の数値になっているかどうか、ここら辺の数値的な裏づけというのはどうなんでしょうか。結局これが単なる科学データに基づいた裏づけの93.1%ならわかりますけれども、いわゆる、一般的な話の93.1%だったら、今、言われたように、小さなごみから大きなごみ、水銀が何でも除去できるんだという格好になれば、それは装置は膨大な規模の装置をつくらないと除去できないと思いますね、今、言った公害問題、煙の問題、これを除去するには相当大きな装置が必要です。だけど、当初は燃えるごみを主体にしているから、そういう装置まで考えないで、燃えるごみに水銀を入れるとは思っていないからそういう装置をつくっているわけですから、スタート時点が違っていると思います。

それで、93.1%というb副会長のご発言は何か根拠があるのでしょうか。その点をちょっとお願いします。

b 副会長 : これは、先ほどから出ています第37回の質問の回答の中できちっとお示しをしておりますけれども、その回答書の3ページの中で、平成19年度の廃棄物処理等科学研究費、いわゆる科研費の補助金を使って研究をした国立環境研究所の、タイトルは「循環廃棄過程を含めた水銀の排出イベントリーと排出削減に関する研究」という中で、一般的に連続焼却炉の場合は93.1%除去可能という数字が出ておりましたので、確か私も答弁の中で「一般論として」というふうに枕詞をつけたと思っておりますが、そういった意味で93.1%、取れますので、我々として、例えば、平成25年4月、6月に出たときに、一体どれくらい入ったのかということのを逆算するためには除去率がわかりませんと、一体どれだけ燃やしてしまったのだろうということがわかりませんので、そのときに、実はこの数字として93.1%が一般的に言われていますので、その数字を使って逆算をすると約70グラムの水銀が入ったというふうにお答えさせていただきました。ですから、我々としては、さっき湿式とか乾式とかいろいろ話がありましたけれども、いわゆる連続焼却炉では93%程度取れるものという前提で今、考えているということです。

E 委員 : ちょっといいですか。議会の説明の中で、b副会長は、最初は93.1%で、今の設備で93.1%取れますと証言をしています。これは議会の議事録を見ていただければわかります。だから、一般論で話をしたのではなくて、この機械の設備ということで最終的に話をされ、第3回安全衛生委員会の中で、シミュレーションの結果も含めながら算定する中で、その数字を使って具体的に入ってくる量を推定しているだけなんです。だから、93.1%ありきでやっ

ていますし、先ほど言ったように、乾式も湿式も全て同じですよというふうにはならないです。もっと水銀をきちんと回収するということであれば、そういった部分の業者はいるんです。そのやり方は、活性炭の方式ではなくて、もっと冷却面で落とす、つまり315度が沸点なので150度以下ぐらいに冷やしてやれば水銀の蒸気は全て液体になります。そういった解釈をすれば済むので、それが今の場合の活性炭の方式と全く違う形です。それがなぜ取れるか、取れないかという部分についてはもう少し細かく説明があると思いますが、要するに、水銀の物性をうまく使って落ちる原理があります。それが何も示されない中で93.1%が、どんな場合でも、どんな装置でも、どんな量でもできますよというのは余りにも乱暴過ぎます。

C委員 : すいません。

会長 ; はい、どうぞ。

C委員 : ですから、b副会長がお答えになった93.1%というのは量的な裏づけがないわけですか。1グラムもあれば、100グラムもあれば、それは1,000グラムもあります。それを93.1%できるというのなら、ちょっと早計かと思います。そして、この装置は、D委員が言ったように、水銀を除去する装置ではないんです。それははっきりしています。だから、そこら辺の誤解が数字的に、数字だけが動いてしまって、結局何でも除去できるというふうに捉えたのがいけない面があると思います。私も水銀でいろいろ調べておりますけれども、それはもう水銀というのは非常に取り扱い、自然界に水銀は入っているのですから、それが量的に多いか少ないかの問題です。

例えば、焼却炉で小さい、わずか0.何グラムとか、そういうのは除去できると思いますけれども、100グラム、1キロも入れたら、これは除去できないですよ。それはもう根幹問題に発展する。そこら辺の誤解があったのではないかと私は考えます。以上。

E委員 : 1点だけ補足事項をしたいと思います。

会長 : 発言許可をしていないんだ、ちょっとやめてください。

E委員 : 間違っているところがあります。それで今お話しさせていただいています。違っているとおりに検討されるのだったら、どうぞ進めてください。

会長 : あのね、僕はさっき口頭でこういうふうに申し上げたのです。除去能力を超えた多量の水銀が投入された場合に基準値を超える排気が生ずることは皆さん共通の認識になっていきますと。除去能力はあるんですよ。その除去能力は、除去率がどうのこうの、ここからE委員と意見が分かれるのですけれども、E委員が除去能力が100%の施設をつくれという主張なら、これはそういう施設ではないんです。除去能力がどの程度なのかという問題を公の環境何とか研究所の研究報告の中で93.1%という数値が公になっていて、それを逆算すると70グラムというふうに、除去能力はそこなんだよ、そこを超えたものが入れば出るんです。それを超えたものが、入るか、入らないか、それを超えたさまざまな方式を彼はとるべきだと主張しているんですが、今の設備はそういう契約をしてつくったものではないわけで、そういうことをさ

つき口頭で申しあげました、文章がないからわからなかったと思いますが、口頭で、そういう施設は契約した中身できちんとできたものであるという報告も受けているわけですから、それは、あなた、点検してましたかと、僕は点検していませんけれども、それは事務局の報告を僕は信頼しているということで、全体として今、議論を進めてまいりましたけれども、新たな問題が起きた場合に、それはいろいろなことを考えなければいけませんよ。でも、今この問題は、除去能力をどこまでもっていくのかということの主張ではこの議論にはなじまない。だから、ここは1回、終止符を打たせていただきたいと申しあげているわけです。

E 委員 : 発言させていただきたい部分は、今、牧野さんの言われた部分、これは水銀は特別ですよというふうな意味合いでお話しされていますけれども、重金属は除去設備の中で取れるというふうに書いています。重金属というのと水銀はどこが違うんですか。重金属と同じ中で取れていますよということで、パラメーターというか、操作をする中で、その数字、冷却の温度が150度であれば重金属は取れるんです。だから、重金属に合わせた状況の中でどれだけ水銀が落ちてくるかということがあります。

それで、今、会長が言われた部分は、設備の中を何も話をしていません。方式も何もない。だから、その中で、ただ93.1%で、これで議論はオーケーですよと言っている部分があるので、私は後でもこういう部分は解説します。けれども、今そういった内容で実際の、今ここにあるふじみの設備がどうなっているのかという部分を何せ知らずに、ただ93.1%であれば、いろいろな問題点はあるけれども、設計する側であれば93.1%を常時やるわけではなくて、面積を決めたり、大きさを決めたり、そういったものをやります。だから、ここで処理能力は144トンというふうな定格を設けているので、その中でできる設備をつくっているわけです。その中でどれだけ落とせるかという部分は設計の問題に含むんです。だから、それが93.1%というよりは、今できる範囲内というのには、実際にいろいろな装置の部分を見ながら考える必要があるんで、それを設計側に戻せば回答が出るのですが、それをせずに事務局で推定している、推定できないので93.1%という数字を使っている、それが議事録に載っている部分もあるし、93.1%を含めてまことしやかな形で使っていること自体に問題点が多くあるので、それは検証していただきたい。

会 長 : あなたの主張はわかりました。主張はいいです。はい、どうぞ。

E 委員 : いや、もっと中を知る必要があります。

N 委員 : 確かに、議論が全然食い違っている、次元が違う議論が、93.1%を中心にいつていると思います。だから、私は、この協議会で前提としていることがあります。もう設備があって、それで動いているわけです。ですから、その93.1%と議会証言された数字について誤解があるから、これを取り消すか、みんなにわかるような形できちんと説明することを何らかの形で推進しましょうというのが一つの課題。

それからもう一つは、もともと水銀というものを取る目的でつくった設

備ではないけれども、そうはいつでも、ある程度までは取れる。その水銀をどこまで取るかということをや何か別の形できちっと議論しましょう、それがもう一つの課題ですねと、それをどういう形で進めましょうかというふうに整理したほうが、「議論はここで終わりです」というと、私も、何か93.1%、取れるとうそをついて、それを何にも知らん顔でこれでいいのかという気持ちになってしまうんです。だから、議会でそういうふうに言ったら、取れるというふうに思っている人もいると思うんです。それにいろいろな科学的な根拠がないということも何か今の議論を聞いていてあるのかなと。だから、議会の証言についてどうするのかということと、水銀を本当に取るのだったらそれなりの設備と予算もかかって、それをどう進めていくのかというのは別の形でやらないと、ここで議論をしても何か全然次元が違う議論だと思うんですけどね。そういう意味で、ここではそういう課題でやることはもう收拾しましょうというのだったら、私も納得がいきますけどね。

会 長 : ご意見はわかりました。さっき僕が言いましたけれども、それは無限の能力をこの設備は持っているわけではなくて、この設備を設計するときに、ダイオキシンをはじめとして自主規制値があって、こういうものをクリアする施設という契約で当然、施設は設計建設されている。その能力を超えたものが入ったから出たのであって、その能力というのはどういうことなのかというのは、公になっているデータからは93.1%というものが使われて、70グラムということです。そういうものを超えれば基準値を超えるんですと。そういう能力を超えたものをさらに高い能力にしろというのか……。

N委員 : 93.1%というのは議会で使われて、そうすると、一般の人はやっぱり93.1%は除去できるんだなと思っちゃいますよ、言葉尻で。それでいいという言い方をされると、えっ、もともとこの設備というのは除去する目的ではないんじゃないかと。そこが一般の人は理解できないですよ、そういう意味では。私の理解ではなくて、そういうことを議会で聞いた、彼もそのうちの一人だし、いろいろな人もいるでしょうし。

b 副会長 : よろしいですか。先ほど言いましたけれども、国立環境研究所の研究結果として93.1%、これは一般的な論ですが、それだけ取れると言われています。それを逆算して我々としては、どのぐらい入ったかという数字を出したのですが、これについて、第37回の地元協議会、今年の7月25日に開催されていますが、そのときに資料としてお出ししています。その出典も、こういう研究成果から出ていますよということをお話ししています。だから、これは何の根拠がなくて申し上げているのではなくて、一応、一般的な研究成果として出ているものを使わせていただきましたというお話をさせていただいています。

ただ、このプラントがどれくらい取れるか。先ほども申し上げましたけれども、実は水銀を取る目的で公害防止設備はつくられていません。ただ、公害防止設備を通していくと水銀も結果として取れるということになって

いまして、それが93.1%だと言われています。ただ、これもここの施設がそうかどうかというのは検証していません、おっしゃるとおりです。それは、検証するためには、試薬としての水銀を入れなければいけませんから、そんなことは当然できません。ですから、そういった意味で一般的な数字を使わせていただいて、このぐらいいは取れているものだというふうに我々としては考えていますということを申し上げました。ですから、断言して、「これだけ取れます」という言い方はしていません。「取れるというふうに見ています」とか、必ずそういう言い方をさせていただいていますので、よろしくお願いします。

N 委員 : 議会で93.1%、取れますという議事録を私は見ていないんですけど、それを読んだら、それはこの設備が93.1%取れるという意味ではないということが明確にわかるんですか。

b 副会長 : 議会の議事録を読みます。これは私の答弁になってはいますが、「じゃあ、どれぐらいの水銀がピットに入ったのか、混入した水銀量の推計を行いました。排ガス処理装置での水銀濃度が93.1%低減できる。すなわち、93%は除去できると言われておりますので、そのことを前提に推計計算を行いました」と、こういう言い方をしています。

E 委員 : それは23ページの言い方と違います

b 副会長 : わかっています。それからもう1カ所ありまして、「今の設備は93.1%は除去できると見ております」と言っております。「見ている」と言っているだけで、確定的に設備を検証したわけではありません。だから、要は新たに設備をつけた場合と、そういう言い方をしています。ですから、我々としては検証できればいいのですけれども、できません。

E 委員 : 23ページと、もう一度、前の部分がなぜ23ページに出てきたかというのは、議員の中で質問がいろいろ出てきています。それで量がどの程度なのかというところの中で、「この設備は」というふうに言い方を変えています。

それから、もう一つ、一番最後に言った部分は、これは瑕疵なのか、瑕疵ではないのかという話の中では、b副会長は、これは協議ですよと、だから、瑕疵でもないから協議事項ですよとされている箇所があります。今、言っているように、全てと言っているわけではないし、私が言っている部分は、これは水銀だから全部取りなさいとは一言も言っていないです。その部分を会長が全部取るとか、そのレベルを上げるという話をしてはいますが、現状が実態に沿ったような形で、誰でもが納得できる数値を示しなさいと、そういうふうには言っているだけの話で、それは誇張されているので、私の話として伝えるのは勘弁してほしいのです。

会 長 : いや、私がレベルを上げているという認識は、私がさっき申し上げたように、除去能力というものはあるわけですよ。

まってください。まだ僕は発言中です。

除去能力の話で93.1%とか、いろいろな問題が議論になるのですが、それがだめだということは、もっと高めろということを行っているのだというふ

うに私は理解したから、そう申し上げたんです。私の理解を説明しただけです。いいです。

E 委員 : 私の見解をお話ししますけれども、物を設計する場合に、何ができるかという、大きさを決めなければならない。大きさを決めるとなると、それは93.1%じゃなくて、実際に144トン処理したガス量の中でどれだけ取れますか。取れなかったらこの装置をもう少し増やしますか、増やしませんかという選択をするのであって、それは設計の段階からすればめちゃくちゃな数字なんです。結果的に性能検査をした上で入力と出力で割って93.1%が出るので、これが一般的にどんな除去装置でも93.1%、出ますよという話は、これは通用することではないので、その辺を私は強調しているわけです。

会 長 : 時間を超過していますから、わかりました。僕はこの問題を平行線で同じ主張をぶつけ合っている、平行線なんです。

E 委員 : 平行線じゃないですよ、正しいか、正しくないかです。

会 長 : いや、平行線なのです。

E 委員 : 検証を何もしないから動いていないので、検証をしたらそんなことはないです。

会 長 : いや、私が先ほど申し上げましたけれども……。

E 委員 : 普通のことで、発注したものと入ってきたものが同じかどうかというのは比べるわけじゃないですか、それを何もしないで、そういう状況が起きたときに何もしないのでは通用しない。

会 長 : 何もしないわけではないです。しているんです。

E 委員 : でも、この検査は、最初的时候には竣工検査があります。だけど、動かさないとわからないですねというお話の中で3年間の期間を設けて稼働しながら、その中でいろいろ難しいものが入ってくればそれを討議しましょうと。だから、討議をした上で、瑕疵なのか、そうじゃないのかという判断をして金額の負担分を決めて稼働に持っていくので。だから、それがあから稼働できませんよ、水銀が出ますよと仮定したときに、水銀が出て、これを止めるといったときには、もう止めなければならなくなって、この設備は動かなくなる。だから、動かすためにはどうするんですかという部分は、いろいろな問題点を検証しなければならないですよ、それは動かさないとわからない部分もありますが、その中での話です。

会 長 : わかりました。お諮りします。私が口頭でご報告申し上げた点にご了解いただけますか。

(「了解します」の声あり)

会 長 : ありがとうございます。はい。

G 委員 : それで、今、4月と6月から出ていませんね、水銀が。また出たら、またその話は無視ということですか、出たときに。今の論議は打ち切ることになりますよね、保留というか、確かに私が聞いていても平行線ですし、何か策があるならおっしゃると思うんですよ、策がないから結局、平行線、こっちは浴びたくない、じゃあ、何とかしようといっても、とりあえずこれをや

ればいいですよという策もないように聞こえるんですね、何回聞いていても。それでまた水銀がボンと出たときにはどうされるおつもりなんですか。

会 長 : 何かありますか。

b 副会長 : 私どももそういう危険性は感じています。この間を見ていますと、特に年度末とか年度初め、この春というんですか、そこの季節に集中していますから、そういった意味で我々としては注意していきたいと思います。もう一方で、昨年10月ですけれども、水俣において水銀条約という条約が署名されました。日本も署名いたしました。今後50カ国が批准することによりまして効力を発揮すると。これから2年間ですけれども、水銀に関してさまざまに法制度が、特に、今回、通常国会に出される予定ですが、先ほどプラマークという話がありましたが、あれと同様に水銀が入っている製品に含有しているというマークをつけるとか、そういった識別マークをつけるという話とか、あるいは、原則、輸出入禁止とか、特定の用途にしか使えないとか、そういった規制が入ることになっていますから、そういったことも含めて、今後、さまざまな水銀対策については国を挙げて取り組んでまいりますから、そういった面で三鷹市、調布市、あるいはふじみ衛生組合としてもそれを受けてさまざまな対策を講じていくこととなりますから、そういった面では、出ようと、出まいと、新たな対策を講じるときには、この地元協議会の皆様とご協議をさせていただいて前に進んでいきたいと思っております。

会 長 : 今後新たな事態が起きたときに何も検討しませんというふうには僕は言っていないのです。

G 委員 : 策がないとか……。

会 長 : いや、策がないわけではなくて、策はいろいろとってきているわけです。それは、能力を超えたものが投入されたと推認して、それを妨げるために抜き取り検査をしたり何か、その効果は別の問題としてさまざまな努力はされているわけです、市民に徹底するとかね。設備が、さっきから申し上げていますがけれども、無限の能力を持っているわけではないわけで、能力を超えたら事態は起こるわけです。そういう問題というのは、なくすことなんかできないわけですよ。

G 委員 : もちろん、なくすとか、そういうことをみんなおっしゃっているわけではなくて、E委員も多分そのところもあると思うんですけれども、結局、水銀が出たら、それが出たときに特殊なガスを吹きつけて一挙になくすとか、極端なことを言えば、そういうものがあるわけではないので現状維持じゃないですか。だから、入れないで、そういう水銀が入ってこいことをやるのが一番いいですけれども、それは私たちの範疇ではないので、今までもこれだけ入って出てきているということは、どんなに何かしても出てくるんじゃないかと思うんです、今後も。

ただ、私がちょっと不思議なのは、今、水銀は70グラムでとまるとおっしゃいました。前に私がお聞きして、余りにたびたびとまるので、「どれだけの量が入ったら炉がとまる、警報装置が鳴るんですか」とお聞きしたときに、

「体温計4本分です」と間違いなくお聞きしたんです。体温計4本分でとまるような炉って、それはどうしようもないなと思ったんです。そこのところ、70グラムでとまるとおっしゃったのと、私が前に聞いた体温計4本分の水銀なんて、1グラムとか、そんなものですよね、どちらが本当なののでしょうか。

D委員 : 体温計4本分ですと、1本0.5グラムから0.75グラムですから、上のほうを取ったとしても3グラムぐらいです。この程度であれば、0.05g/m³Nの基準を瞬間的に、本当に1秒とか、そういう瞬間的に超えてしまうぐらいの数値です。今回の70グラムというのは、それがずっと続いてしまうというのが70グラム。1時間当たり70グラムです。そういったことですので、とまってしまうぐらいは70グラム、瞬間的に超えることがあるかもしれないというのが3グラムぐらいということです。そういう違いがあります。

E委員 : D委員の説明の中にキログラム／アワーという数字が出ました。山田さんのほうからグラムという数字が出ました。グラムの中にはhという時間が入っていません。その単位の違いがあるんです。でも、それを今、同じように話されていたので混乱されていると思います。70グラム／アワーであれば、2時間入れれば2倍になります。でも、G委員が言われたように、体温計3本であれば、それ以上出ることにはないです。それがグラムの意味です。グラム／アワーの意味は処理能力というふうな形で、速度というか、そういう形で時間の部分を持つので、それは同じ議論にはならないのですけれども、それを同じ議論のように説明していること自体、その能力を私は疑います。

私が最初に3枚の中で示したものは、とまっても、炉が温まったり、いろいろな部分があるので出続けていますよと。それをわかってほしいということで書きました。だから、グラム／アワーというのは、グラムとは違う単位です。今、会長が言われたように、無限に取りなさいということは誰も言っていない。ここの部分は全部決まっている数字で、誰も炉を大きくしたり小さくすることはできません。だから決まっている中で、決まったような形で何ができるかということをもみんなでやれば、93.1%という数字は使わずに、何グラム／アワーで取れますよ。それが、さっき言ったように2キロであれば、93.1%だから1.8まで取れますよ。1.8までのものについては外に出さなくても済みますよという説明になります。その部分をみんなごちゃごちゃにしています。

会 長 : いや、わかりましたから。

E委員 : いや、わかっていないから言っているんですよ。

会 長 : 時間も15分超過しています。

誰も有害の水銀を浴びたくない、みんなそう思っています。ただ、能力の限界を超えた状況では起こり得るわけですが、そのために超えないように行政指導も含めて市民に宣伝も含めてさまざまな努力を続けてきて、今、経過してきています。能力をどうするかという議論は、今、設備は既に稼働しているわけですし、基準で引き受けているわけですし、そういう状況の中でこれ以上の論議をしても私は平行線だと思っていて、何回も申し

上げて先ほど確認をいただきました。この継続の論議は終わりにしたいという意味です。そういうことでご了解をいただきたいと思います。よろしいですね。

C委員 : 今、選別作業はまだ続けていらっしゃるんでしょう？これは大変なことだと思います。汚い燃えるごみを何人かで選別している、これを皆さん知っていますか。もう大変な作業で、臭くて、衣類には臭いがつくし、それでこれは市民の責任ですよ。一清掃所とか、一装置の問題ではなく市民全体の責任なんです。だから、今、対応策というんですけど、選別作業も一つの事例でやっています。何人かで常駐してやっている人は大変なご苦労だと思います。僕は頭が下がります。場合によっては涙が出ます。だけど、燃えるごみに水銀をなくすという、これは皆さん、事務局も一生懸命にやっていますから、我々もそれに対して、理論だけの数値の検討ではなく、水銀を燃えないごみに出して、燃えるごみには出さないということが一つの大きな役目だと思います。これは市民の責任だと思います。

以上です。

会 長 : はい、ありがとうございます。

それでは、大分ご議論いただきました。ありがとうございました。きょうの会議はこれで閉会にしたいと思います。次回の日程は、4月23日、先ほど申し上げましたが、管理者がかわりますので、そういうことでよろしいですか。

(「わかりました」の声あり。)

それでは確認をさせていただきました。長い間、申しわけありません。議事の運営が行き届かなく長時間にわたったことを申しわけなく思っております。どうもご苦労さまでした。

——20：50 散会——